

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金（以下「この法人」という。）の定款第18条第3項及び第37条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいう。
- ② 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、理事会で常勤と認められた者であって、この法人を主たる勤務職場とする者をいう。
- ③ 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- ④ 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、年額とする。
- 3 常勤役員には、毎年7月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じた退職慰労金を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬総額は別表1「常勤役員の年間報酬総額」に定める金額以内とし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の常勤役員に配分するものとする。

- 2 常勤役員に対する役員賞与総額は、別表2「常勤役員の賞与総額」のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の常勤役員に配分するものとする。
- 3 常勤役員に対する退職慰労金は、別表3「常勤役員退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在任期間は、当初就任日より10年間を上限とする。
- 4 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日（休日のときは前日）に支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口

座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(弔慰金)

第8条 役員及び評議員本人の死去にあたっては、1万円の弔慰金を支給するほか、供花を出すことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金の設立登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。

別表1 常勤役員の年間報酬総額  
600万円

別表2 常勤役員の賞与総額  
基準日に在職の当該役員の報酬年額を12で除した額

別表3 常勤役員退職慰労金の算出要領  
当該年額を12で除した額の10分の1に、在職月数を乗じて得られた額

